

集約型の地域構造への再編に向けた計画策定支援事業補助金交付要綱

平成 30 年 3 月 28 日 29 都市政広 658 号

(通則)

第 1 条 集約型の地域構造への再編に向けた計画策定支援事業に対する補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則(昭和 37 年東京都規則第 141 号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は、集約型の地域構造への再編に向けた計画策定支援事業制度要綱(平成 30 年 3 月 28 日 29 都市政広第 658 号。以下「制度要綱」という。)第 6 条第 2 項の規定に基づき、東京都知事(以下「知事」という。)が区市町村に対し計画策定事業に要する経費の一部を補助するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の意義は、制度要綱第 2 条に定めるところによる。

(補助事業)

第 4 条 この要綱において補助金の交付の対象となる事業は、制度要綱第 3 条に規定する国の集約都市形成支援事業の支援を受けて区市町村が行う立地適正化計画を策定する事業(「以下、補助事業」という。)とする。

(補助対象者)

第 5 条 この要綱において補助金の交付の対象となる者は、補助事業を行う区市町村とする。

(補助金額)

第 6 条 知事が区市町村に対し交付する補助金の額は、補助事業の経費の額の 4 分の 1 の額(1,000 円未満切捨て)とし、かつ、予算の範囲内の額とする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第 7 条 この要綱に基づく補助を受けようとする区市町村長は、知事が指定する日までに補助金交付申請書(別記第 1 号様式(以下「交付申請書」という。))に、同様式別紙及び国の集約都市形成支援事業の支援を受けることを証する書類を添付し、知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の交付申請書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(別記第 2 号様式)により区市町村に通知するものとする。

また、知事は、当該決定に当たって補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

(交付決定の変更等及び進捗状況報告)

第8条 区市町村長は、補助金の交付決定後において、補助金額の変更等が生じた場合は、速やかに前条第1項の規定に準じて、補助金交付決定変更申請書（別記第3号様式）に変更に必要な書類を添付し、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請の変更を適当と認めるときは、交付決定を変更し、補助金変更交付決定通知書（別記第4号様式）により区市町村に通知するものとする。

3 区市町村長は、補助金の交付決定通知書を受けた後、特別な理由が生じたために当該補助金の交付の取消しを必要とするときは、事業の中止申請書（別記第5号様式）を知事に提出するものとする。

4 知事は、前項の規定による申請を受け付けた場合は、補助事業の中止について審査し、事業の中止の承認（別記第6号の1様式）又は非承認通知書（別記第6号の2様式）により区市町村に通知するものとする。

5 知事は必要と認める場合には、区市町村に対し随時、補助事業の状況の報告を求めることができる。

6 区市町村長は、知事から補助事業の進捗状況の報告を求められた場合には、進捗状況報告書（別記第7号様式）により報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 区市町村長は、補助事業が完了したとき又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに完了実績報告書（別記第8号様式）に同様式別紙1及び別紙2の書類を添付し、知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第9号様式）により、区市町村に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 知事は、区市町村長から前条の規定により確定した金額について、請求書（別記第10号様式）による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(申請の撤回)

第12条 区市町村長は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、補助金交付決定通知書受領後14日以内に補助金交付申請撤回申出書（別記第11号様式）により、補助金交付申請の撤回をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 知事は、区市町村が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一

部を取り消すことができる。

- (1) この補助金の交付の決定後、天災地変その他の事情変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
 - (2) 偽りその他の不正手段により、この補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 補助事業を中止又は廃止したとき。
 - (4) この補助金を他の用途に使用したとき。
 - (5) 補助事業を予定期間内に着手しないとき又は完了しないとき。
 - (6) 補助事業費の精算額が補助金交付の決定をした補助事業費に達しないとき。
 - (7) この補助金交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。
 - (8) 補助事業の内容、事業費、事情の変更等により補助対象額が減額となったとき。
 - (9) 申請の撤回の申出があったとき。
- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（別記第12号様式）により、区市町村に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 知事は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されており、返還すべき金額があるときは、区市町村に対して期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（違約加算金）

第15条 第13条第1項の規定による補助金の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次に定めるところにより、違約加算金を納付させるものとする。ただし、同項第2号、第4号及び第7号に該当しない場合の違約加算金については、この限りではない。

- (1) 違約加算金（100円未満の場合を除く。）は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で加算する。
- (2) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前号の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還命令を命じられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとして計算する。
- (3) 本条の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、区市町村の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。

（補助金の経理）

第16条 区市町村長は、都の補助金について経理を明らかにする帳簿及び証拠書類を作成し、補助金の最後の交付日に属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（監督等）

第 17 条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、補助金の交付を受ける区市町村に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査できる。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。